

財団法人秋田県ふるさと定住機構寄附行為

財団法人秋田県ふるさと定住機構

財団法人秋田県ふるさと定住機構寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人秋田県ふるさと定住機構という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を秋田県秋田市御所野地藏田三丁目 1 番 1 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、地域の雇用環境の整備、改善等を推進することにより、魅力ある地域社会を創出し、もって地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 求職者、事業主等に対する地域雇用開発に特に資する研修、指導又は雇用に関する情報の提供
- (2) 地域雇用開発を促進するための方策に関する調査研究
- (3) 国及び地方公共団体からの委託事業
- (4) 出稼者の支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産、ふるさと定住基金及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 ふるさと定住基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) ふるさと定住基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会でふるさと定住基金に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及びふるさと定住基金以外の財産とする。

(経理の区分)

第7条 この法人の経理は、基本財産会計及びふるさと定住基金会計に区分して経理する。ただし、基本財産会計に係る事業にあっても、特に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、これを区分して経理することができる。

(基本財産会計)

第8条 基本財産会計は、ふるさと定住基金会計に係る事業以外の事業並びに第4条第6号に掲げる事業に係る収入及び支出を経理する。ただし前条ただし書きの規定により基本財産会計から区分された事業に係る収入及び支出については、これを区分して経理する。

2 基本財産会計の経理は、基本財産から生ずる果実及びふるさと定住基金に係る事業の運用財産以外の運用財産をもって支弁する。

(ふるさと定住基金会計)

第9条 ふるさと定住基金会計は、第4条第1号から第5号までに掲げる事業に係るものの収入及び支出を経理する。

2 ふるさと定住基金会計の経理は、ふるさと定住基金から生ずる果実及びふるさと定住基金事業に係る運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第10条 この法人は、業務の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基本財産等の処分の制限)

第11条 基本財産及びふるさと定住基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由がある時は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ秋田県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第12条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産及びふるさと定住基金のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、地方債の証書貸付の方法により地方公共団体に貸し付け、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(剰余金の処分)

第13条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、翌年度に繰り越し、又は理事会の議決を得て、その一部若しくは全部を基本財産又はふるさと定住基金に繰り入れるものとする。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第15条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その年度開始前に理事会の議決を経て、秋田県知事の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第16条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人

2 役員は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長、副理事長及び専務理事各1名を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により解任することができる。

(報 酬 等)

第21条 役員には、常勤の役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁済することができる。

3 役員の報酬及び費用弁済について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招 集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事からの会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面評決等)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員会

(設置)

第30条 この法人に、評議員会をおく。

(構成及び選任)

第31条 評議員会は、評議員10人以上20人以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期及び解任)

第32条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員による評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 第19条第2項及び第3項、並びに第20条の規定は評議員に準用する。

この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第33条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、次の事項を評議員に諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 基本財産及びふるさと定住基金の処分に関すること。

(4) その他理事会で必要と認めた事項。

(招 集)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもつて通知しなければならない。

(会議の運営)

第35条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

- 2 第26条から第28条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(費用弁済)

第36条 評議員には、費用を弁済することができる。

- 2 評議員の費用弁済について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第6章 事務局

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意を得、秋田県知事の認可を得なければ変更することが出来ない。

(解 散)

第 39 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意を得、秋田県知事の許可があったときに解散する。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、秋田県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 41 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第15条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設置当初の評議員の任期は、第32条の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。

改正 平成4年2月18日

改正 平成4年5月27日

改正 平成4年10月1日

改正 平成5年5月31日

改正 平成5年10月1日

改正 平成7年10月2日

改正 平成10年4月1日

改正 平成14年3月22日

改正 平成15年6月26日

改正 平成17年4月19日

改正 平成21年2月10日